

# 個人市民税 申請により減免

個人市民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業などで所得がなくなった場合も課税されませんが、次の要件に該当し、徴収猶予や納期限の延長などによって支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられます。

- ③ 学生および生徒（前年の合計所得金額が75万円以下）
- ④ 災害により大きな損害を受けた場合（前年の合計所得金額が1千万円以下）
- ⑤ その他特別の事情がある場合

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
- ② 失業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合（退職の場合、表の離職理由に該当する場合のみ）

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※上記は「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

## ■各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や上記の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

## 障がいのある人の軽自動車税（種別割）減免申請は6月30日（金）まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

- ① 障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
- ② 障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持する場合
- ③ 障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持する場合

## ■減免の手続き

6月30日（金）までに令和5年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳などを持って税務課市民税係へ。 ※年度途中の減免や、軽自動車税（種別割）と自動車税（普通自動車）との同時減免はできません。



税務課市民税係 ☎983・1113、983・2164

## コンビニで税の証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

※コンビニ等にあるマルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。



## ■取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税（非課税）証明書 ※令和5年度の証明書は6月1日（木）から取得可。

## 税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

第三者からの虚偽やなりすまし等による課税（所得）証明の不正取得を防止し、個人情報保護を図ることを目的に、窓口で書類提示

に住民登録がない場合、証明書の発行はできません。

- サービスの利用時間  
午前6時30分～午後11時（土・日・祝日含む）
- 交付手数料  
1通200円

※市役所窓口での交付は1通300円。

## 市税・国民健康保険料は納期限内に納付を

市税・国民健康保険料（国保料）は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期限内の納付をお願いします。

## ■便利な口座振替をご利用ください

申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（市外の金融機関には同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

## ■コンビニやスマートフォン

決済アプリでも納付可能。市税・国保料は、市役所や銀行・信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニ、PayPay、LINE Payで納付できます（取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載）。



市税に関すること ☎983・2481  
国民健康保険料に関すること ☎983・2962

市税に納付すること ☎983・2481  
国民健康保険料に関すること ☎983・2962